平成２７年（フ）第４６２号
札幌市東区本町２条１丁目７番６号　開華ハウスＤ102号
債務者　渡邊　暁子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５６号
札幌市白石区東札幌２条６丁目５番１―419号
債務者　原田　亜未（旧姓薄田）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５０号
札幌市豊平区平岸４条９丁目10番26―101号
債務者　田中　正大（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５６号
札幌市北区北30条西４丁目２番15号　藤田ビル３階右４号
債務者　大宮　　剛
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６７号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番５―504号
債務者　菅原　勝明
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７８号
札幌市北区新琴似１条７丁目５番１号
債務者　大江　美紀（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８３号
札幌市北区麻生町３丁目６番20号　メゾン・ド・モンブラン麻生302号
債務者　佐藤　ユミ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８４号
札幌市白石区平和通17丁目北14番６号　ドミール平和203号
債務者　橋本　弘江（旧姓新濱）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９２号
札幌市豊平区福住３条７丁目15番７号
債務者　齊藤　恒夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０３号
北海道江別市上江別東町10番地の12　ヴィラ・アネーロⅡ202
債務者　島守　久美（旧姓島影）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２０号
札幌市白石区南郷通14丁目南５番３―307号
債務者　北田慎太郎
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２４号
北海道石狩郡当別町西町19番地11
債務者　佐々木　旭
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２５号
北海道石狩郡当別町西町19番地11
債務者　佐々木位生子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２８号
札幌市東区北28条東９丁目２番12号　ピアハイツ102号
債務者　打田　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３３号
札幌市東区北34条東２丁目２番５―205号
債務者　工藤奈穂子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３４号
北海道石狩市厚田区虹が原165番地178
債務者　石川　隆彦
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３８号
札幌市中央区南６条西９丁目1023番地３　アルファコスモ南６条307号
債務者　大石　桂子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部